

令和2年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和2年6月30日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

◎出席議員（12名）

1番	久保居 光一郎	2番	中山 五男
3番	田島 信二	4番	小川 洋一
5番	大金 清	6番	大金 市美
7番	川俣 義雅	8番	矢板 清枝
9番	平塚 英教	10番	益子 純恵
11番	阿久津 武之	12番	沼田 邦彦

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
病院長	宮澤 保春
事務局長	塩野目 修一
消防長兼総務課長	車 和則
総務課長	岡 誠
会計管理者兼管理課長兼書記長	深澤 昌美
統括管理監	関口 忠司
病院事務長兼医事課長	南木 信男
病院事務次長兼総務課長	澤村 雅彦
保健衛生センター所長兼施設整備室長	石嶋 賢一
消防本部予防消防課長	川俣 寿行

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	深澤 昌美
議事係長	石田 直人
書記	星 麻里
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

日程第1 議員の辞職許可報告

日程第2 仮議席の指定

日程第3 議長の選挙

○追加議事日程

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 (議案第1号) 専決処分の承認を求めることについて (組合長提出)

追加日程第6 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合監査委員 (議会選出)
の選任同意について (組合長提出)

追加日程第7 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例
の一部改正について (組合長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○臨時議長（中山五男） ただいまの出席議員は12名で全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会にあたり、川俣組合長の挨拶を求めます。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和2年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会の開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。

皆さまメンバーも変わりましたので、あらためて初めてお会いする議員さんもございますので、先ほど自己紹介したとおり那須烏山市長の川俣です。組合長を拝命しておりますのでよろしく願いいたします。

ここしばらくコロナの感染者もいなく、那珂川町も同じだと思いますが、安心していたところ、実は那須烏山市に感染者がでました。また、ご家族が今日検査をしております。それによっては大きなことになるのか、お一人だけだったらそこまでひどくないのかなと思います。ご家族がいるという生活圏がかなり地元にありますので、ちょっと対応を考えさせていただきたいと思い、私どものほうで対策会議、あと地元のほうでも議員さんとともに全協を開いて対策を考えていきたいと思っています。那珂川町に波及しないよう、うちのなかで鎮められるよう努めていきたいと思っています。

当組合としましては、先ほど臨時議長のほうからもありましたように、消防、病院、斎場、ごみ処理、し尿処理といった、本当に生活に密着したものになっております。そのものがちょうど変える時期に来ております。一番、皆さんの判断が未来に向かって必要になるときだと思います。行政としまして、皆さん議会と一緒にあわせてより良くそして未来に向けて禍根を残すことが無いような、良いものを作っていけるような一番大切な時期だと思いますので、是非とも一緒に進めていきたいと思っています。

議員におかれましては、組合の状況を理解し、なお一層の尽力をいただき申しあげ、立場は違いますが、安心・安全を守るために皆さんとともに頑張っていきたいと思っていますので、今日の臨時会もよろしく願いいたします。

専決処分の承認1件、あと人事案件1件、条例改正1件、あわせて3件ございますので、

何卒、慎重審議を賜りますようお願い申しあげ開会の挨拶といたします。よろしくお願
いたします。

○臨時議長（中山五男） 以上で、川俣組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

◎日程第1 議員の辞職許可報告

○臨時議長（中山五男） 日程第1 議員の辞職許可報告を行います。

お名前を申しあげます。石川和美議員、益子明美議員、大金市美議員、鈴木繁議員、小
川正典議員、阿久津武之議員から令和2年5月8日付け、沼田邦彦議員、小堀道和議員、久保
居光一郎議員、中山五男議員、高田悦男議員、平塚英教議員から令和2年6月2日付けで辞職
願が提出されました。

つきましては、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可しましたので、報告いた
します。

◎日程第2 仮議席の指定

○臨時議長（中山五男） 日程第2 仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただいま着席されております議席を仮議席と指定いたします。

◎日程第3 議長の選挙

○臨時議長（中山五男） 日程第3 議長の選挙を行います。

議長の選挙につきましては、投票もしくは指名推選のいずれかの方法がありますが、地方
自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推薦によることに決定いたしました。

○臨時議長（中山五男） お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定しました。

それでは、議長に沼田邦彦議員を指名いたします。

○臨時議長（中山五男） お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました沼田邦彦議員を、議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま、臨時議長において指名いたしました沼田邦彦議員が議長に当選されました。

○臨時議長（中山五男） ただいま、議長に当選されました沼田邦彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○臨時議長（中山五男） ここで、議長に当選されました沼田邦彦議員の議長就任のご挨拶をお願いいたします。沼田議長登壇願います。

[議長 沼田邦彦 登壇]

○議長（沼田邦彦） 皆さまおはようございます。本日ここに議会の皆様にご推挙いただきまして、歴史と伝統ある南那須地区広域行政事務組合議会第24代議長に就任させていただきました、那須烏山市選出、沼田邦彦と申します。

まずはじめに、阿久津前議長におかれましては、2年間にわたりまして大変お世話になり、ありがとうございました。お疲れ様でございました。私自身、まだまだ若輩者でございます。阿久津前議長をお手本にして、議会の皆様、執行部の皆様にご指導ご鞭撻を賜りながら、誠心誠意努めて参りますのでよろしくお願いをいたします。

さて、私が生まれた年に南那須地区広域行政事務組合は設立をされました。以来、約50年が経過した今、直面する課題といたしましては開設30年を迎えます那須南病院の大規模改修の問題、更には2027年までには稼働しなくてはならない保健衛生センターの問題など、超大型事業が控えており課題山積でございます。議会、執行部、那珂川町、那須烏山市が一丸となり課題解決に向けて前進できますように、全力で、中立・公平・円満に努めて参りますのでよろしくお願い申しあげまして挨拶といたします。よろしくお願い致します。

○臨時議長（中山五男） それでは、新たな議長が決定いたしましたので、私の臨時議長の職務はこれで終了いたします。これで議長職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○臨時議長（中山五男） ここで、暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時08分）

【再開】（午前10時10分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。

本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

これより、ただいま配布いたしました議事日程を追加して、議事を進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議席の指定

○議長（沼田邦彦） 追加日程第1 議席の指定を行います。

ここで、暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時10分）

【再開】（午前10時11分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定することになっております。

議席については、現在着席している議席のとおり指定します。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（沼田邦彦） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、2番 中山五男 議員、3番 田島信二 議員の2名を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定

○議長（沼田邦彦） 追加日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎追加日程第4 副議長の選挙

○議長（沼田邦彦） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙につきましては、投票もしくは指名推薦のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推薦によることに決定いたしました。

○議長（沼田邦彦） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に大田市美議員を指名いたします。

○議長（沼田邦彦） お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました大田市美議員を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、ただいま、議長において指名しました大金市美議員が副議長に当選されました。

○議長（沼田邦彦） ただいま、副議長に当選されました大金市美議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（沼田邦彦） ここで、副議長に当選されました大金市美議員の副議長就任のごあいさつをお願いいたします。登壇願います。

〔 副議長 大金市美 登壇 〕

○副議長（大金市美） 一言ご挨拶申しあげたいと思います。ただいま当事務組合議会の副議長にご推挙いただきまして、あらためてお礼を申しあげたいと思います。

いろいろな課題が山積しているなかでですね、副議長として議長を補佐できるよう皆様のご指導ご協力をたまわりながら、努めさせて参りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎追加日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（沼田邦彦） 追加日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を申しあげます。

本案は、新型コロナウイルス感染症、以下「新型コロナ」と申しあげますが、その新型コロナに関する防除等作業に従事する職員に対し「組合職員の特殊勤務手当に関する条例」

を専決処分にて一部改正したことについて、承認を求めるものでございます。

昨年末に中国武漢市付近で発生が確認された新型コロナは、2月後半には世界中に拡大し、3月にはヨーロッパやアメリカで医療崩壊を招き、一般の方だけでなく多くの医療関係者も犠牲になるなど収束する気配がありません。

そのような中、国においては令和2年3月18日に人事院規則を一部改正し、武漢市からの政府チャーター機及びダイヤモンドプリンセス号にかかる防除等作業に従事した職員に対し、新型コロナから国民の生命及び健康を保護する観点から対処する職員に対し、防疫等作業手当の特例として特殊勤務手当を支給しているところでございます。

その後、4月21日付けで総務省自治行政局公務員部の公務員課長からの通知により、全国での新型コロナの急速な拡大により、医師や看護師、搬送に従事する職員においても、感染のリスクに加え厳しい勤務の環境であり、緊迫した雰囲気の中で緊急的な業務の対応が求められていることから、防疫等作業手当の特例の要件に該当する旨通知がありました。

当組合におきましても、医師や看護師、搬送に従事する救急隊員等、新型コロナに関わる業務に従事する職員は常時緊迫した雰囲気の中で、感染リスクを抱えて業務に従事しておりますので、職員個々だけでなく組織として業務遂行へのモチベーションの維持ならびに感染リスクを恐れた退職防止を図る必要性から緊急性があると考え、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とさせていただきました。

それでは議案の説明をいたします。まず、第2条第1項第9号に防疫等作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給することを追加しそれに伴い、第11条各項にて新型コロナの患者と限定したうえで、勤務1回につき4,000円の範囲内で手当を支給することを規定としております。

次に、附則の施行期日につきましては総務省からの通知の日と同じく、令和2年4月21日に遡及しております。

以上、提案理由の説明といたします。何卒慎重審議のうえ承認賜りますようお願い申しあげ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。9番平塚議員。

○9番（平塚英教） 専決処分でございますが、この施行期日は4月21日から施行されているということでございまして、これまでですね、すでにこの特殊勤務手当は支給されたのかどうなのか、支給事例があるのかね。それで、11条にはですね、新型コロナウ

ウイルス感染症の患者に接触し又はこれらに準ずる作業に従事した職員、ということをございまして、まずこの2条の9号です。防疫作業に従事する職員というのが、消防隊員、病院の看護師とか医師もここに入るのか入らないのか分かりませんが、この2条の9号はどなたが該当になるのか。それでその方々で、コロナ感染症の患者又はこれに準ずる作業者というような規定なんです。これはどういうような、これらに準ずる作業とはどこまでのことをさすのかなと。これはPCR検査をして、陰性だったというような場合もあると思うんですが、そういう場合も検査をしたという作業もこれに入るのか。

最後に11条の2ですが、勤務1回につき4,000円というんですが、1日ではなく1回なんです。1回というカウントはどういうことなのか。1日に何回もやるようなことがあるのか、この辺の考え方について説明を求めたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 岡総務課長。

○総務課長（岡誠） 今の平塚議員からのご質問についてお答えしたいと思います。

これまでの特殊勤務手当の実績なんです。昨日の時点ではまだ実績のほうはゼロとなっております。

つづきまして、2条9号の該当者なんです。病院のほうですとドクター、看護師、それと保険証などのやり取りもする可能性があるものですから一部医事課の職員が該当するのかなと考えております。消防については搬送と場合によっては火事などが起きた時にそこに対象の方がいらっしゃる可能性も無きにしも非ず、そういう方についても対象になってくると考えております。

つづきまして11条の準ずる作業の件なんです。先ほど申しあげました病院の医事課などの本当に短時間で保険証のやり取りとかありますので、そういった方を対象にと考えております。

1回あたり4,000円の金額についてなんです。これは1勤務ということになります。1勤務の中で例えば2回検査に携わっても4,000円限りということで考えております。

○9番（平塚英教） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 2番中山議員。

○2番（中山五男） 4点ほどお伺いいたします。まず1点目ですが、新型コロナに関

する特殊勤務1回あたりの従事時間というのは何時間くらいになるでしょうか。もうすでに県内でも感染者を診ている病院があるわけなんですけど、そういったほかの病院の例から見てもおおよそ何時間くらいになるのか。これが1点です。

2点目はですね、勤務1回あたり4,000円というのはほかの病院従事者に比べて適正な価格なんでしょうか。これが2点目です。

3点目はですね、この勤務可能な医師、看護師等の人員はですね、何人くらい配置されているのかです。

4点目お伺いします。新型コロナ患者のですね、今の受入体制とですねPCR検査体制についてお伺いします。以上4点ご答弁をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 澤村病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） ただ今の質問につきましてお答えしたいと思います。まず第1点目の特殊勤務1回あたりの従事時間につきましてですが、新型コロナウイルスの感染の入院患者のための病棟につきましては、3階の病棟のほうに個室を3床ほど確保している状況です。その前の看護体制でございますが、日中の勤務時間8時半から17時15分までは1名から2名、夜間の勤務時間6時半から翌日の9時までは1名の体制を考えております。医師の従事時間につきましては、1日トータル1時間から2時間程度になると思われま。

また、外来につきましては、県北の保健所のご依頼および当病院の医師の判断によりまして、PCRの検査を実施しているところでございます。診察を含め検体の採取等にあたり医師、看護師、放射線技師が対応しております、1名につき約1時間から2時間を要しております。PCR検査の結果が陽性の場合に特殊勤務手当の対象としているところでございます。

つづきまして、2点目。勤務1回あたり4,000円は他の病院と比較して適正な手当額かということでございますが、栃木県内におけます公立病院につきましては当那須南病院と県立岡本台病院の2つの病院でございます、岡本台病院におきましては国に準じ4,000円としているところでございます。

3点目の勤務可能な医師、看護師等の人数でございますが、入院におきましては内科医師8名、および3階のほうに病床を設けておりまして3階病棟の看護師につきましては、26名で対応を予定しております。ただ看護師によりましては、小さいお子さんもいる方もおりますので、家庭状況等を考慮しまして配置を考えたいと思っております。

ます。

また外来のPCR検査のための診療体制ですが、平日の日中につきましては内科医師が、夜間休日におきましては外科、整形外科医師を含めました12名の医師が担当で診療を行っているところであります。また、外来の看護師につきましては19名、放射線技師につきましては6名で対応を行っているところでございます。

4点目につきましては病院長のほうで説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 宮澤病院長。

○病院長（宮澤保春） それでは新型コロナ患者の受け入れ体制とPCRの検査体制についてご説明いたします。まず新型コロナ患者さんがこの地域で発生した場合についてですけれども、現在栃木県のほうで新型コロナウイルス対策ということでその方針を定めてまして、それに沿いますとこの地域で出た患者さんは、まずこの2次医療圏、県北医療圏の感染症指定医療機関にということになっております。そこは実際には那須日赤になるわけですが、そこが手一杯になった場合にはほかの地域の感染症指定医療機関に振り分けられるということでございます。そしてそれぞれの感染症指定医療機関がすべて満杯になってしまった場合には、協力病院ということではじめて我々のほうにご依頼が来るということになっております。

ちなみに第一波の時には、その状況にはならず感染症指定医療機関でぎりぎり済んだという状況でした。そういうことを想定しまして、那須南病院としましてもその受入体制というものの準備を進めているところでございますが、とりあえずは県のほうには病院の通常診療とのバランスを考えまして3床、個室3部屋ですけれども、それをとりあえず割り当てて受け入れましょうと県にはお返事しております。

ただ状況によりまして、もしこの地域でもっともっと沢山の患者さんが出てきた場合には、それを乗り越えて受け入れなければいけないというようには考えておりまして、それは多少、通常診療を犠牲にしても受け入れの個室の数を増やして、なるべく受けられるようにと考えていますが、そういう事態になりますと本当に非常事態ですので、その都度その都度対応していかなければならないかな、と考えております。

それからPCR検査体制についてでございますけれども、これは現在二系統で実際には行われています。一つは従来の、以前からの帰国者接触者外来というものが設けられておりまして、これは保健所と協力しながら県の依頼またはお伺いを立てながら検体を採取し

て保健所のほうで検査をセンターのほうに持って行くというようなことが、第一の系統ですけれども、なかなかキャパシティー的に限界があるということで、二つ目の方法としましてPCRセンターというものが各地域に今、生まれつつあるということでございますが、これは実施の主体が各郡市医師会で、当地域の南那須医師会では現在のところは患者さんの数もあまり無いということで、今後患者さんの数が増えてきた場合には那須医師会、そして塩谷郡医師会と共同でPCRセンターを作っていこうというような話があったと聞いています。

我々那須南病院は、第一番目の帰国者接触者外来というのが、実は非公開ということになっておりますのであまり大きな声で言えないのですけれども、今現在は保健所と協力しながらお互い検査を進めているところであります。以上です。

○議長（沼田邦彦） 2番中山議員。

○2番（中山五男） 那須烏山市には患者が出ていませんでしたから、私、半分他人事のように考えていましたが、現在のところ1名の患者が出ましたので少々、私自身も考えが変わってまいりました。これは那須烏山市民全部がそう思っているのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

1点だけですな再質問をしたいと思ひます。この組合条例を見れば分かると思うんですが、法定伝染病というのがありますな、法定伝染病に従事する医師、看護師の特殊勤務手当、これは先ほど言われた4,000円になっているんでしょうか。これと額が違うのかですな、この辺のところをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（沼田邦彦） 岡総務課長。

○総務課長（岡誠） 今、中山議員からご質問がありました法定伝染病についてですが、当組合の条例におきましては、法定伝染病は支給の対象とはなっておりません。以上です。

○議長（沼田邦彦） 2番中山議員。

○2番（中山五男） 病院ではですね、法定伝染病患者を受け入れることがあるんじゃないかと思ひます。病院開設以来、はたしてそのような例があったかどうかは私も分かりませんが、やはり今回の新型コロナと同様ですね防疫体制を備えなければならないという

ような考えをもっているんですが。こういった法定伝染病に対しての特殊勤務手当というのは支給しないでよろしいのでしょうか。何か考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 宮澤病院長。

○病院長（宮澤保春） 法定伝染病と一言で言いますけれども、かなり多岐にわたる感染症がありまして非常に危険度の高いものからそうでもないものまで多種多様なものがありまして、非常に危険な感染症、中山議員がおっしゃる通り我々も心してかかるというものもありますけど、まあ滅多にないということもありますが、そういう事例に関しては感染症指定医療機関のほうにお願いすることが多いんじゃないかなと。本来はそういうかたちでやっております。

今回のコロナウイルスでは非常に拡大が早くて、大多数の患者が生まれるというような、しかも危険であるということが日本であまり見られなかったものですから、そういったことは考えていなかったという状況でございます。

○2番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はありませんか。8番矢板議員。

○8番（矢板清枝） 先ほど医療体制のPCR検査とコロナウイルス関係で何人、人員を配置していますと、ちょっと聞き漏れありまして、何人であったかも一度確認させていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 澤村病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） まず入院病棟につきましては医師、内科医師になりますが8名、あと看護師26名を配置しております。あと外来のほうですけれども外科、整形外科医師とあと内科医師含めまして12名、看護師19名、診療放射線技師6名ということになります。以上です。

○議長（沼田邦彦） 8番矢板議員。

○8番（矢板清枝） 今現在、那須烏山市では1名出たということで市中感染が心配されるような事態にならないとも限りませんし、また院内でも感染者が出ないように院内感染なども心配されると思いますので、そちらもしっかりと対策していただいて被害のないようにしていただきたいという希望なんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 宮澤病院長。

○病院長（宮澤保春） そのように十分気を付けて参りたいと思いますが、現在も発熱者、感染疑いの方は特別扱いをしまして検査なり、あるいは疑い例として隔離しての入院ということにさせていただいていますが、引き続きそのような体制をおとりしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

○議長（沼田邦彦） 採決いたします。
議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認いたし

ました。

◎追加日程第6 議案第2号南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）
の選任同意について

○議長（沼田邦彦） 追加日程第6 議案第2号南那須地区広域行政事務組合監査委員
（議会選出）の選任同意についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、9番平塚英教議員の退席を求めます。

[9番 平塚英教 退席]

○議長（沼田邦彦） 議事係長に議案を朗読させます。

○議事係長（石田直人） それでは議案を朗読させていただきます。

議案第2号

南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意について

下記の者を南那須地区広域行政事務組合監査委員に選任したいので、地方自治法第29
2条の規定により準用される同法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求める。

令和2年6月30日提出

南那須地区広域行政事務組合長 川 俣 純 子

記

- 1 氏 名 平 塚 英 教
 - 2 生年月日 昭和30年1月7日
 - 3 住 所 栃木県那須烏山市小木須542番地
- 以上です。

○議長（沼田邦彦） 議案の朗読が終わりました。提案理由の説明を求めます。
組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意についての、提案理由の説明を申し上げます。

広域議会議員交代後の初議会にあたり、新たにお問い合わせする監査委員としまして、那須烏山市から組合議員に選出されました平塚英教氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。

平塚氏は、人格高潔の上、財政管理、経営管理など行政運営に関して優れた識見を有しておりますこと、最適任者として監査委員をお願いいたすものであります。

何卒、慎重審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申しあげ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

○議長（沼田邦彦） 採決をいたします。
議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（沼田邦彦） ここで、9番平塚英教議員の復席を求めます。

〔 9番 平塚英教 復席 〕

○議長（沼田邦彦） 平塚議員に申しあげます。議案第2号は原案のとおり同意されました。

ここで、監査委員に選任された9番平塚英教議員の監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔 9番 平塚英教 登壇 〕

○監査委員（平塚英教） 皆さんご苦労様です。9番平塚英教でございます。皆様のご推薦によりまして広域行政の監査委員に選出いただきました平塚英教でございます。

広域行政は昨年の東日本台風の被害を受け、さらにはですね、先ほど審議されましたコロナ禍におきまして本当に蔓延が心配でございますが、広域の執行部ならびに職員の皆さんの懸命な努力によってですね、本当に敬意を表する次第でございます。

また広域行政は先ほども組合長ならびに新議長のほうからの挨拶にもありましたように、衛生センターの移転建替え問題とかあるいは那須南病院の大規模改修と、こういう大事業を控えておりまして本当にですね、今過渡期にあるという状況でございます。

そういう中にありまして広域行政の執行部ならびに我々議員がですね、切磋琢磨しながら広域行政をしっかりと未来に残せるように精進をしなければならぬと、そういうふうを考えております。浅学非才ではありますが、代表監査委員さんと一緒になりまして広域行政のさらなる発展の一助となるように、監査業務に務めて参りたいと思っておりますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

◎追加日程第7 議案第3号南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例
の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 追加日程第7 議案第3号南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第3号南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は地方自治法の一部改正に伴い引用条項の改正等を行うものであります。改正内容について説明をしますので、議案書をご覧ください。

まず第2条において地方自治法より引用しております、職員の賠償責任を規定した法第243条の2第3項が、法243条の2の2第3項に条送りされ新たに地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の規定が、法第243条の2第3項に新設されたことによる引用条項の改正となります。

次に第5条各項において決算審査について規定しており、現在は組合長からの審査に付された日から30日以内に結果を提出することになっております。しかし、30日以内ですと審査及び結果をまとめる時間に余裕がなく、また日程調整にも苦慮しますので、より充実した審査を図るためにも構成市町であります那須烏山市及び那珂川町と同じく60日以内と改めるものでございます。

以上、提案理由の説明をいたしました。何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申しあげ提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（沼田邦彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

○議長（沼田邦彦） 採決いたします。
議案第3号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正については、
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正に
ついては、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日開催された第2回臨時会は、組合議会議員交代後の初議会でありまして、正副議長
の選挙のほか組合長から提出された3議案につきましても慎重にご審議いただき、可決さ
れここに全ての日程を終了することが出来ました。これもひとえに皆様のご協力によるも
のでありまして、深く感謝を申し上げます。私も新議長としてさらに円滑な議会運営と南
那須地域の振興発展のため努力してまいります。今後ともご支援ご協力を賜りますようお
願い申しあげまして、閉会のご挨拶といたします。

それでは、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いた
します。大変お疲れ様でした。

〔 午前10時50分閉会 〕